

○大府市議会議員政治倫理条例施行規程

平成24年6月28日 大府市議会規程第1号
最終改正 令和7年5月15日 大府市議会規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、大府市議会議員政治倫理条例（平成24年大府市条例第16号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(審査請求の手續等)

第3条 条例第4条に規定する審査の請求（以下「審査請求」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める請求書（以下「審査請求書」という。）により行う。

- (1) 市民による審査請求 政治倫理基準違反審査請求書（市民用）（第1号様式）
- (2) 議員による審査請求 政治倫理基準違反審査請求書（議員用）（第2号様式）

2 条例第4条に規定する市民による審査請求の連署は、審査請求署名簿（第3号様式。以下「署名簿」という。）に、政治倫理基準違反審査請求書（市民用）の写しを付して求めなければならない。

3 署名簿において、次に定める事項を欠く署名は、これを無効とする。

- (1) 署名年月日
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 生年月日
- (5) 押印（自署によらない場合に限る。）

4 条例第4条第1号に規定する議員の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、審査請求のあった日の直近に行われた地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定による告示の数とする。

(選挙権を有する者の確認)

第4条 署名簿に署名を行った者が議員の選挙権を有する者であるか確認するため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2の規定に基づき、議会が市長に対し、同法第7条第9号に規定する事項が記載された住民票記載事項証明書の交付を請求する。

(審査会設置の可否の通知)

第5条 議長は、条例第5条第1項に規定する大府市議会議員政治倫理審査会の設置の可否を決定したときは、速やかに、審査請求の代表者及び対象となる議員（以下「対象議員」という。）に対し、その旨を通知する。

2 前項の規定による通知は、大府市議会議員政治倫理審査会設置可否決定通知書（第4号様式）により行う。

(審査請求の却下の通知)

第6条 議長は、条例第9条第2項の規定により却下の報告を受けたときは、速やかに、審査請求の代表者及び対象議員に対し、その旨を通知する。

2 前項の規定による通知は、審査請求却下通知書（第5号様式）により行う。

（審査結果の報告）

第7条 条例第10条の規定による報告は、審査結果報告書（第6号様式）により行う。

（審査結果の通知）

第8条 条例第11条の規定による通知は、審査結果通知書（第7号様式）により行う。

（公表の方法）

第9条 条例第13条に規定する公表の方法は、次のいずれかとする。

- （1） おおぶ議会だよりに掲載する方法
- （2） インターネットを利用して閲覧に供する方法
- （3） その他議長が適当と認める方法

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、大府市議会議員政治倫理条例（平成24年大府市条例第16号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日大府市議会規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月3日大府市議会規程第3号）

この規程は、令和3年9月3日から施行する。

附 則（令和7年5月15日大府市議会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。